

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 2 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名 | ボイラーの高効率化及び燃料転換による CO2 排出削減事業 |
| 排出削減事業者名 | 株式会社 大津屋 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 中国電力株式会社 |
| その他関連事業者名 | |
| 事業実施場所 | 株式会社 大津屋 (山口県下関市横野町 2-16-12) |
| 事業の概要 | 本事業は、生産工程で使用している C 重油焚ボイラーを A 重油焚ボイラーへ設備更新し、高効率化することにより二酸化炭素排出量の削減を図るものである。 |
| 排出削減量の計画 | 2010 年度 : 438 tCO ₂ /年 2011 年度 : 877 tCO ₂ /年 2012 年度 : 877 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 2,192 tCO ₂) |
| 国内クレジット 認証期間 | 事業開始日 2010 年 10 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 001 ボイラーの更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------------------|---|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年1月17日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：株式会社大津屋 (山口県下関市横野町 2-16-12)</p> |
| 追加性を有すること | <ol style="list-style-type: none"> 1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(C重油焚ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で10.6年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、この削減事業に関して、補助金の交付は受けていないことを確認している。 4) 当該排出削減事業者は、創業300年を迎える老舗の醤油製造業者である。地球環境を考える企業として、従来から京都議定書目標達成への貢献を意識し、工場の省エネルギー、省資源活動に積極的に取り組んできている。そのような中で今回の設備更新は、国内クレジット制度を活用し、環境アピール効果を期待して実施されたものであることを確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。 |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p> <p>なお、本事業者は山口県味噌醤油協同組合の会員であるが、日本醤油協会への自主行動計画の報告に当該事業者分は含まれていないことを、上位団体へ併せて確認した。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 0 0 1 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により A 重焚ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の C 重油焚ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、A 重油焚ボイラーにより生産した蒸気はすべて工場内で使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> |
|----------------------------|--|

4 . 特記事項

・なし